

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 6 日

民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 多田 博史

東京都保育サービス推進事業補助金における「小中高生の育児体験受入れ」
の算定について

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、東京都保育サービス推進事業補助金における「小中高生の育児体験受入れ」及び保育人材確保事業における高校生向け「保育の仕事職場体験事業」の取組みを通じ、次世代の育成支援を推進しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、保育所の育児体験受入れ日数の減少が懸念される状況にあります。つきましては、令和3年度より、東京都保育サービス推進事業補助金の「小中高生の育児体験受入れ」の算定について、下記のような取扱いといたします。

記

1 内容

東京都保育人材・保育支援センターが実施している高校生向け「保育の仕事職場体験事業」において体験費用の受領の対象となる日であっても、「小中高生の育児体験受入れ」の算定対象から除外する必要はありません。

2 適用期間

令和3年度以降

3 留意事項

その他の「小中高生の育児体験受入れ」の取扱い（目的、対象者、算定方法等）は、これまでと同様に、加算項目説明資料のとおりとなります。

4 問い合わせ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 魚井・中島

電話：03-5320-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp